

一 争議発生場所 世田世浦三丁目二番地
二 発生並ニ解決月日 昭和十二年二月十四日

三 事業主側 解決 合 二月十五日
発生 昭和十二年二月十四日

(1) 名称 世浦鉄工所

(2) 本社並ニ工場所在地 世田世浦三丁目二

(3) 事業主 小田茂一

(4) 事業種類 機械部分石製液

(5) 資本金 拾萬円 (何人経営)

(6) 企業系統

(7) 使用勞働者

本工(男)三二 臨時工(男)一

(8) 勞働賃銀 最高三円 最低一円四十銭 平均二円二十銭

(臨時工一名 日給六十銭)

(1) 退手制度並ニ福利施設の有無 退手制度アリ福利施設ナシ

(2) 事業主ノ団体関係 ナシ

四 勞働者側

(1) 参加者 本工男 十三名

(2) 組合関係 右十三名ハ全詳関東金屬勞働組合ニ加盟ス

(3) 提携関係 右 合

五 発生原因

取工石田惣一ハ予ヲヨリ全詳関東金屬勞働組合ノ組合員ナ
ルカ最近組合本部ヨリ物価昂騰ニ因リ賃上ヲ争ヒ指示ヲ受
ケタルタメ工場内ニ於テ同僚田所貞三郎ト正之助等ヲ全
詳ニ加盟セシムルト共ニ賃上歎願ヲ為スヘク署名運動中ヲ
工場主ニ知ラレ二月十四日工場主ハ右石田惣一ヲ首謀者ト
認メテ解雇シタルニ因リ